

医薬産業振興・
医療情報企画課

1. 医療用医薬品の安定供給確保について

現状等

- 中堅・大手の後発医薬品製造販売企業である小林化工、日医工、長生堂製薬が、薬機法違反により製品の出荷を長期間停止又は縮小しており、それが他社の製品の需給もひっ迫させている状況が続いていると認識している。
- これにより、患者の皆様を始め、処方する医師、薬剤師、また、卸売業者の皆様には、他の医薬品への変更等の調整への対応にご苦勞をおかけしている状況であると承知している。
- 令和3年3月に安定確保医薬品が選定されたことを踏まえ、医療用医薬品の供給不足時の対応スキームを策定、製薬団体に周知、医薬品卸売業者に対しては、必要な場合には、医薬品製造販売業者が行う対応への協力など、医薬品の安定供給と円滑な流通に協力いただくよう依頼した。
- 医薬品の供給不安時には、企業から確実に供給状況を報告いただくとともに、その状況をできる限り速やかに医療現場等にお伝えすることが重要であることから、製薬企業に対し、供給不足が生じる医薬品の供給等の状況を、国や医療現場に情報提供するよう求めており、日本製薬団体連合会においては、3カ月ごとに供給状況に係るアンケート調査を実施しこの結果の公表が行われている。
さらに、医療用医薬品の安定供給確保に関する緊急的な取組として、来年度の「医療用医薬品供給情報緊急調査事業」において、現在日本製薬団体連合会が3カ月ごとに実施している供給状況調査を1カ月ごとに実施するほか、供給状況調査の結果等に基づき情報提供する内容の充実強化等について検討し、より迅速に各医薬品の供給情報等を医療現場等に対し提供することとしている。
- 医薬品の供給不安については、製法の見直しを必要とするものもあり早期の改善を図ることが困難であることから、引き続き、医療現場での医薬品の供給状況を注視しつつ、関係者と連携しながら必要な対策を講じてゆく。
- 新型コロナウイルス抗原検査キット（インフルエンザとの同時検査キットを含む）の安定的な供給にむけ、検査キットのメーカー在庫、メーカー在庫に余裕のある製品の大手医薬品卸売業者における取扱状況を厚生労働省ホームページ（※）に掲載して

いる。

医療機関、薬局等に対して、

- ・ 特定の製品に発注が集中し当該製品が入手困難となった場合には、メーカー在庫に余裕のある製品の発注
- ・ 日頃取引のある卸売業者からの購入が困難になった場合には、厚労省ホームページに掲載されている、在庫に余裕のある製品を取り扱う卸業者からの購入等について検討いただくよう、依頼している。

(※) <https://www.mhlw.go.jp/content/000965928.pdf>

(薬事承認された検査キットのうち、製造販売業者から同意の得られたものについて掲載)

- 医療用解熱鎮痛薬等の安定供給については、新型コロナウイルス感染症の感染状況から急激に需要が伸びたことを踏まえ、
 - ◇ 返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみのお購入をお願いしたいこと。
 - ◇ 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮いただきたいこと。その際、買い込みを厳に控えていただきたいこと。
 - ◇ 小児用の散剤やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、①5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用、②必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取り組み
 - ◇ 薬局においては、必要となった解熱鎮痛薬等について、系列店舗や地域における連携により調整がつく場合には、できる限り調整をしていただきたいことについて対応いただくよう、依頼している。

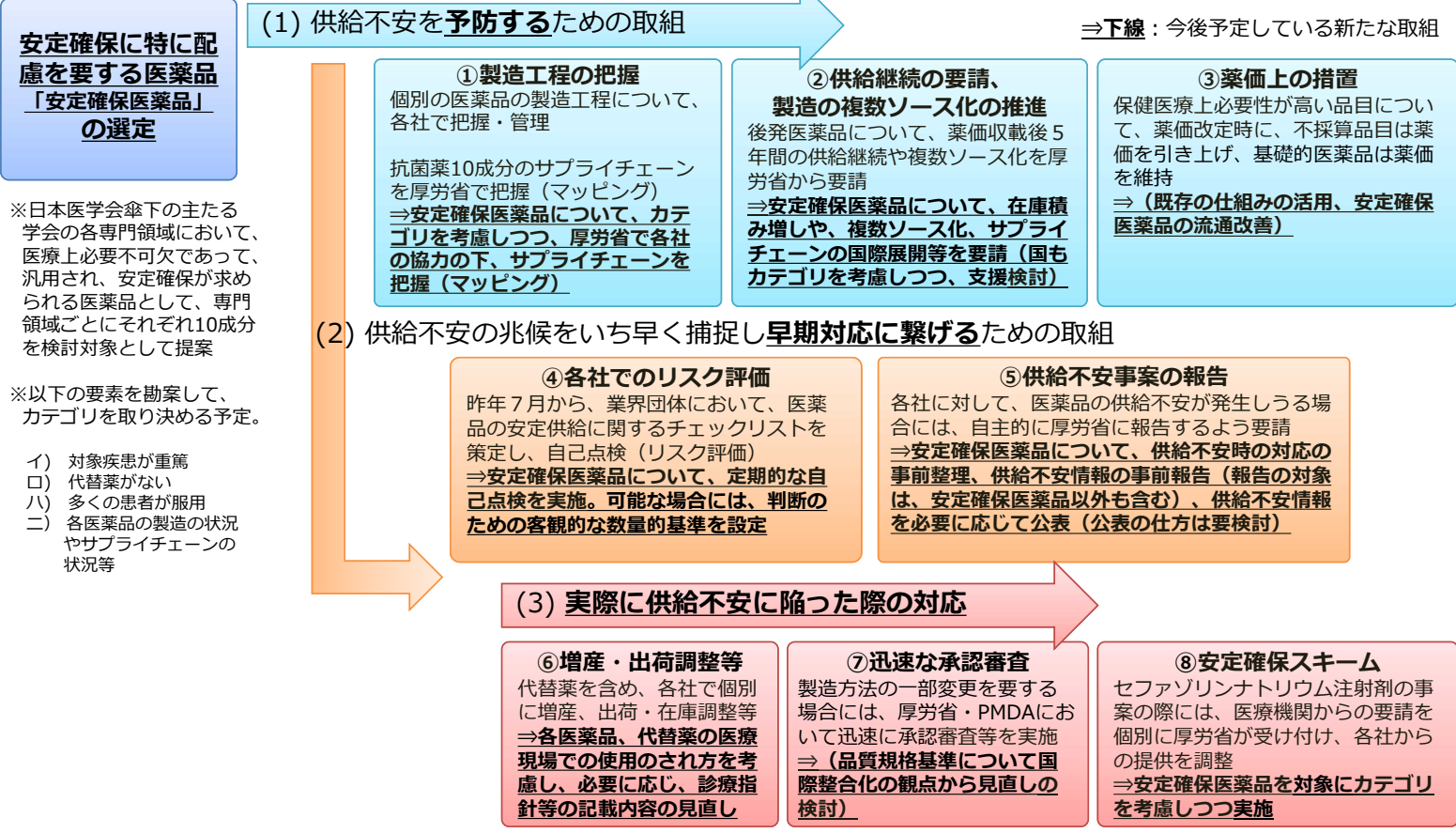
都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 都道府県においては、引き続き管内製造販売企業に対し、医療用医薬品の安定供給についての指導について、ご協力をお願いしたい。
- 検査キットや医療用解熱鎮痛薬等の安定供給のため、都道府県においては、地域の卸売業者の団体等と連携し、各地域において余裕のある製品を取り扱っている卸売販売業者を把握して医療機関等に対して検査キットや医療用解熱鎮痛薬等入手について助言いただくよう、ご協力をお願いしたい。
また、管内で流通に支障が生じている等の事象を都道府県が把握した場合は、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課流通指導室まで情報提供いただきたい。

1. 医療用医薬品の安定供給確保について

医薬品の安定確保を図るための取組（現状と今後の取組）

医薬品の安定供給の責務は、一義的には各企業にあるが、重要な医薬品については、国も各企業の取組により積極的な関与が必要。**医療上必要不可欠**であって、汎用され、安定確保について特に配慮が必要な医薬品を選定し、**カテゴリを考慮しつつ、以下に掲げるような対応を順次進める。**



医療用医薬品供給情報緊急調査事業

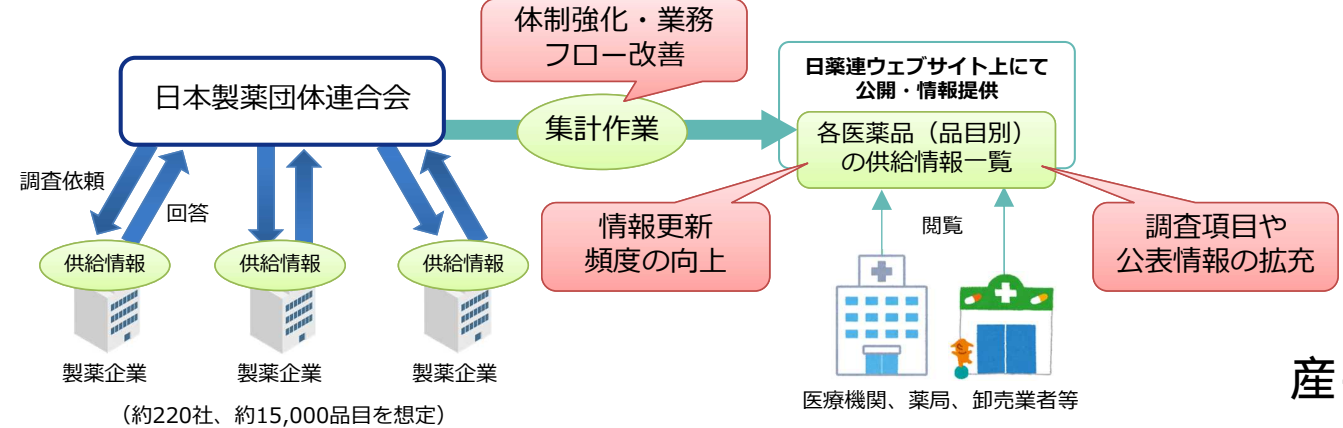
1 事業の目的

- ▶ 令和2年末以降に発生した後発医薬品メーカーによる薬機法違反事案を端緒として、医療用医薬品の供給不安が継続しており、日本製薬団体連合会（日薬連）が実施したアンケート調査によると、令和4年8月末時点で、4,234品目（全体の29.2%）の医薬品において、出荷停止又は限定出荷が行われており、令和3年の調査結果に比較しても供給不安は拡大している。
- ▶ 医薬品の供給不足が生じる場合、国や医療現場において適切に対応できるよう、正確な供給状況を知る必要があることから、現在、日本製薬団体連合会において、3ヶ月ごとに供給状況に係るアンケート調査を実施しその結果の公表が行われている。一方、それらの供給状況は日々変化していることから、より迅速かつ頻回の調査及び情報提供が求められている。

2 事業の概要・スキーム

現在、日本製薬団体連合会が実施している医療用医薬品の供給状況調査について、供給不安が拡大している状況を踏まえ、調査頻度を3ヶ月に1回から毎月向上させるとともに、調査から公表までの期間を短縮できるよう、緊急的な調査体制の強化を行う。

また、上記の調査を実施しながら、より迅速かつ正確な情報提供が可能となるよう、調査・集計作業の業務フローの改善を行うとともに、医療現場のニーズや調査結果等を踏まえた検討を行い、調査項目や公表情報の拡充などの改善を行う。



1. 新型コロナウイルス抗原検査キットの在庫・流通状況について

（1）製造販売業者における在庫（メーカー在庫）について

メーカー在庫に余裕のある製品（1製品当たり500万回分以上）のうち、製造販売業者から同意の得られたものについて厚生労働省ホームページに掲載 <https://www.mhlw.go.jp/content/000965928.pdf>

なお、薬局が販売できるのは、インフルエンザ抗原との同時検査キットを除く、新型コロナウイルス抗原のみを対象とする製品である。

（2）医薬品卸売業者における流通在庫について

医療機関、薬局等からの発注に速やかに応えられるよう、医薬品卸売業者において一定程度の流通在庫の確保を厚生労働省から依頼しているところである。

2. 製造販売業者及び医薬品卸売業者における検査キットの供給について

卸売業者においては、医療用検査キットの受注について以下の順で優先して対応すること。

- ①医療機関からの受注
- ②地方自治体からの受注
- ③薬局等からの受注

3. 新型コロナウイルス抗原検査キットの発注について

（1）医療機関

- 特定の製品に発注が集中し当該製品が入手困難となった場合には、メーカー在庫に余裕のある製品の状況を確認し、感染状況を見ながら余裕をもって発注すること。
- 日頃取引のある卸売業者からの購入が困難となった場合には、メーカー在庫に余裕のある製品を取り扱っている卸売業者からの購入を検討すること。

（2）薬局等

- 地域住民が必要なときに検査キットを購入できるよう、「研究用」ではなく承認された医療用検査キット（新型コロナウイルス抗原のみの検査キットに限る）又は一般用検査キットを販売すること。
- 夜間・休日にも地域住民が検査キットを入手できるよう、地域薬剤師会等を中心に薬局・店舗販売業間で連携し、夜間・休日に検査キットが購入できる薬局・店舗をリスト化し地域住民に広報する等の体制整備を遅滞なく進めること。
- 日頃取引のある卸売業者からの購入が困難となった場合には、メーカー在庫に余裕のある製品を取り扱っている卸売業者からの購入を検討すること。
- 卸売業者の安定的な供給体制の維持のため
 - ・ 毎日発注するようなことは避け、一週間又は二週間分などまとめた発注
 - ・ 可能な限りカートン単位での発注
 - ・ 近隣に同一法人の薬局が複数ある等の場合について、複数店舗分をまとめて発注した上で一カ所に配送されたものを各店舗で分ける対応について協力いただきたいこと。

（3）都道府県

- 地域の卸売業者の団体等と連携し、各地域においてメーカー在庫に余裕のある製品を取り扱っている卸売販売業者を把握した上で、必要に応じて医療機関等に対して検査キットを入手するための発注方法について助言すること。
- 地域の住民が必要なときに検査キットを容易に購入できるよう、地域薬剤師会等と連携し、検査キットを取り扱う薬局・店舗販売業の情報をまとめて地域住民に対して提供するなど、地域住民に対して必要な情報提供を行

医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼 (令和5年1月13日付事務連絡)

(都道府県・保健所設置市・特別区あて)

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、治療薬である解熱鎮痛薬等（頭痛治療薬トラネキサム酸、鎮咳薬を含む）の需要が増加している一方で、製造販売業者からの限定出荷が継続。限られた医療資源を小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続して供給できるよう、以下の対応を行うことについて、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して、再度の周知をお願いしたい。

1. 解熱鎮痛薬等（散剤を含む）について、返品が生じないよう、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみを購入をお願いしたいこと。
2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。その際、1.と同様に買い込みを厳に控えていただきたいこと。
3. 小児用の散剤やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。
 - ① 5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用
 - ② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉碎し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み
4. 薬局におかれては、必要となった解熱鎮痛薬等について、系列店舗や地域における連携により調整がつかう場合には、きる限り調整をしていただきたいこと。

医政経発1218第1号
令和2年12月18日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、医療現場で使用される医療用医薬品が円滑に供給されないことは、医療の提供に支障を来す恐れがあることから、医療用医薬品の安定的な確保は、医療用医薬品に関わるすべての主体が果たすべき社会的責務です。

一方で、近年、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等が生じていることを受けて、令和2年9月に、厚生労働省医政局長が参集した「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」において、医療用医薬品の安定確保策についての提案が取りまとめられました。

今般、この取りまとめを踏まえ、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等により、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない又ははできない恐れがある場合の情報提供の徹底について、別添のとおり日本製薬団体連合会並びに一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対応を求めるとともに、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会の担当理事及び四病院団体協議会の長宛で通知しましたので、ご了解いただくとともに、これら団体に加盟していない製造販売業者及び医療機関・薬局を含め、貴管下関係者への周知方よろしく願います。

1. 供給不足が判明した際には、速やかに、当該供給不足が生じる医療用医薬品を取り扱う医療機関・薬局及び卸売販売業者に対して、以下に記載する事項等について情報提供を行う

- (1) 供給不足の原因となる回収・欠品・出荷調整等の理由と供給不足が解消する見込みの時期(供給不足の始期、調整方法、生産再開の見通し、通常の安定供給が確保される時期等)に関する情報
 - (2) 必要に応じて関係学会と相談のうえ、優先して対応すべき疾患など供給の優先順位に関する情報^(※)
 - (3) 供給不足が解消されるまでの対応策(代替薬・代替療法等、代替薬の製造販売業者や卸売販売業者との供給調整等)に関する情報^(※※)
 - (4) 医療機関・薬局及び卸売販売業者からの照会に対応する窓口に関する情報
- (注) (2)、(3)の調整に時間を要する場合は、速報として(1)、(4)を提供すること

(※) 複数の効能・効果を有する場合に優先して対応すべき疾患や、代替薬の入手可能性・代替療法の実施可能性などを考慮し、医療上の必要性を踏まえた優先順位の設定等

(※※) 必要に応じて関係学会と調整し、その調整状況や診療ガイドラインでの位置づけを併記すること

2. 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、四病院団体協議会、日本医薬品卸売業連合会及び日本ジェネリック医薬品販社協会に対して、適宜、上記1.の内容の提供を行う

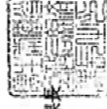
3. 供給不足が生じるおそれがある場合には、医政局経済課の担当(以下の連絡先)へ速やかに情報提供する

(連絡先)
厚生労働省医政局経済課薬価係
電話:03-3595-2421
メール: genyaku-soudan@mhlw.go.jp



医政経発1218第3号
令和2年12月18日

日本製薬団体連合会会長 殿



厚生労働省医政局経済課長

医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、医療現場で使用される医療用医薬品が円滑に供給されないことは、医療の提供に支障を来す恐れがあることから、医療用医薬品の安定的な確保は、医療用医薬品に関わるすべての主体が果たすべき社会的責務です。

一方で、近年、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等が相次いで生じていることを受けて、令和2年9月に、厚生労働省医政局長が参集した「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」において、医療用医薬品の安定確保策についての提議が取りまとめられました。

今般、この取りまとめを踏まえ、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等により、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない又はできない恐れがある場合(以下、「供給不足」という。)に、製造販売業者等が必要な情報を円滑に提供することができるよう、下記についてご理解いただくとともに、貴団体の加盟団体を通じて会員会社に周知徹底いただき、医療機関・薬局等に対して適切な情報提供が行われるよう指導をお願いいたします。ただし、ワクチン及び血液製剤については生産や流通等の特性が一般の医療用医薬品とは異なることから、本通知の取扱いには適用しないこととします。

なお、本通知の写しを公益社団法人日本医師会担当理事、公益社団法人日本歯科医師会担当理事、公益社団法人日本薬剤師会担当理事宛て送付していることを申し添えます。

記

2. 新型コロナウイルス感染症対策としての医療機関等に対する医療用物資の配布について

現状等

- マスクなどの個人防護具については、医療現場で需給がひっ迫した状況を踏まえ、これまで国で必要量を調達し、必要な医療機関に無償配布を実施し、また備蓄してきました。
- 都道府県におかれては、日頃から、医療現場の需給状況の把握や備蓄確保、配布等にご協力いただいております、大変感謝申し上げます。
- 現在は、個人防護具の需給動向を踏まえ、
 - ・ サージカルマスク、N95等マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋について、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関での不足に緊急に対応する仕組み（プル型配布）を引き続き実施するとともに、
 - ・ インフルエンザ流行に備えた体制整備や、新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備のため、サージカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の配布を行っている。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

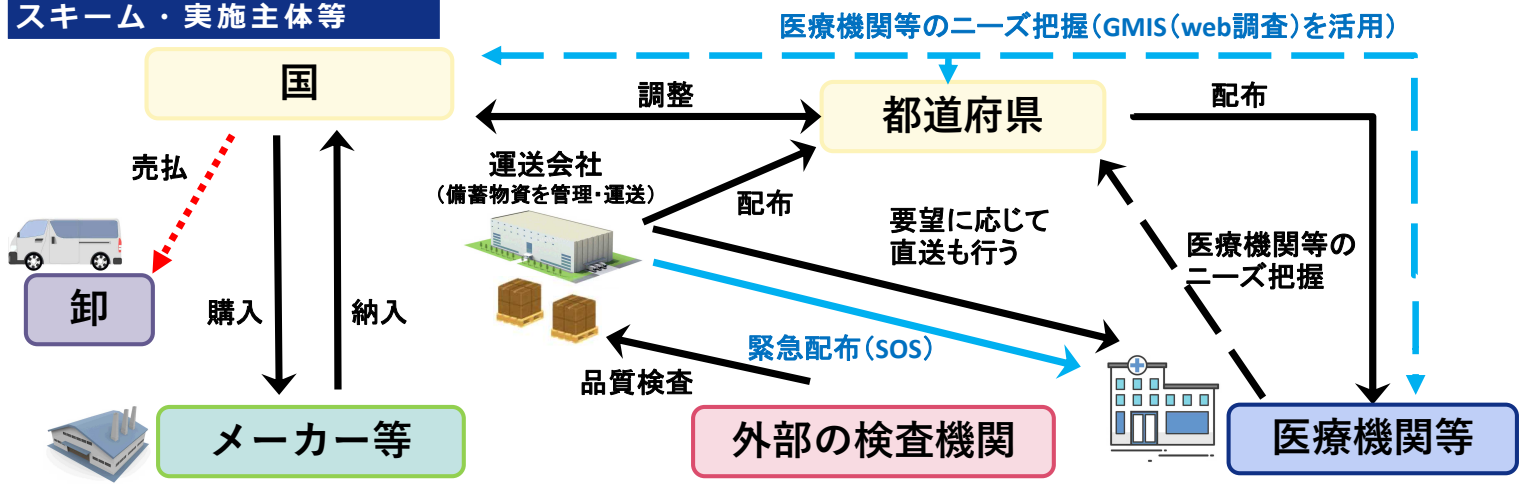
- 令和4年10月14日付け事務連絡「乳幼児（6か月から4歳）の新型コロナワクチン接種の体制整備に係る医療用物資の配布について」や令和4年11月21日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の追加配布について、令和4年11月30日付け事務連絡「新型コロナウイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）の体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について、「季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について」などで医療用物資担当者あてにご連絡している国の配布事業について、配布先の選定や配送実務など、引き続き各都道府県の協力をお願いする。
- 今後、感染拡大等による需要急増や輸入減少が生じ、医療現場の需給が逼迫した場合でも、迅速かつ円滑に供給がなされるよう、継続して医療用物資を確保・備蓄し、必要に応じて医療機関等に配布を行うことにしている。

- また、各都道府県におかれても、緊急時等の対応に向けて必要な備蓄を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム（G-MIS）も利用しながら、必要な医療機関等に対して、都道府県備蓄からの放出による配布も行っていただくようお願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症対策としての医療機関等に対する医療用物資の配布について

- 令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療用マスク、ガウン、フェイスシールド及び手袋といった医療用物資の需給が逼迫する中で、安定した医療提供体制を継続できるよう、医療用物資を国で調達し、必要な医療機関等に対して無償配布を実施してきた。
- 物資ごとに、需給動向等を踏まえ、国において備蓄を進めていく対応へと移行しており、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大等により需要急増や輸入減少が生じ、医療現場の需給が逼迫した場合でも、迅速かつ円滑に供給されるよう、継続して医療用物資を確保・備蓄し、必要に応じて医療機関等に配布を行う。
- また、保管中に性能等の劣化が生じた場合、有事の際に活用できないおそれがあることから、定期的な品質検査等を実施する。
- 併せて、備蓄している医療用物資の入替のため、一定期間を経過した医療用物資について、売払を行う。

スキーム・実施主体等



3. 医薬品・医療機器産業の振興について

現状等

- 医薬品・医療機器産業は、国民の保健医療水準の向上に資するだけでなく、高付加価値・知識集約型産業であり、資源の乏しい日本にとって、経済成長を担う重要な産業として大きく期待されている。

【医薬品産業の振興】

- 我が国の医薬品産業は、創薬競争環境、供給環境、制度的変化など、様々な環境変化に直面していることから、「医薬品産業ビジョン2021」に基づき、「革新的創薬」「後発医薬品」「医薬品流通」に焦点を当て、「経済安全保障」の視点を加えて産業政策を展開することとしている。
- 令和5年度税制改正大綱に基づき、研究開発税制については、
 - ・ 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブを強化するため、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度を導入するとともに、税額控除率のカーブを見直し（コロナ特例については期限通り廃止）
 - ・ 時限措置（控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置）について、適用期限を3年間延長
 - ・ 国内の既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを加速させるため、オープンイノベーション型において、共同研究等の対象となる研究開発型スタートアップの定義を見直し等の見直しを行ったところ。
- 令和3年度税制改正大綱に基づき、令和4年1月から「セルフメディケーション税制」は、令和8年まで5年間の延長、対象医薬品の拡充及び手続きの簡素化が認められたところ。対象医薬品が自覚症状を訴える人の多い「腰痛・関節痛・肩こり」、「風邪の諸症状」、「アレルギーの諸症状」に対応する薬効に属する、非スイッチのOTC医薬品に拡充されたことにより、多くの一般用医薬品が税制対象に追加され、毎月対象医薬品のリストを厚生労働省のホームページに掲載している。引き続き本制度の利便性向上や国民への普及啓発に取り組んでいくので、ご協力をお願いしたい。

【医療機器産業の振興】

- 医療機器については、臨床現場での使用を通じて製品の改良・改善が絶えず行われ

る等の特性を有していることを十分に踏まえて、臨床研究や承認審査に関する体制及び制度を整備していくことが重要である。

政府全体では、健康・医療戦略に基づき、「医療分野研究開発促進計画」における統合プロジェクトの一つとして、関係府省が連携し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）を中心に「オールジャパンでの医療機器開発プロジェクト」を推進した。

第2期「健康・医療戦略」においては、「医療機器・ヘルスケアプロジェクト」として、AI・IoT技術、計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化や、予防・QOL向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を進めている。

厚生労働省としても、今後の医療機器開発を担う医師の育成含め、臨床現場を理解し、医療のニーズに基づき、医療機器の開発・改良を行うことができる企業人材を育成するため、人材育成拠点となる医療機関を整備する「次世代医療機器連携拠点整備等事業」を通じ、医療機器の開発に取り組む企業や研究機関等への支援を行う。各医療機関ならではの特色を活かしながら、医療機器産業の振興につながる拠点を整備していく。

- 昨年5月、「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及のための基本計画」（平成28年5月31日閣議決定）を改定した。

第2期基本計画では、昨今の医療情勢を踏まえ、プログラム医療機器の研究開発の促進、医療機器の安定供給などの観点を取り入れるとともに、①日常生活における疾病・重症化予防、②疾患の早期診断・予後改善、③患者の病態に合わせた細やかな治療、④高齢者等の身体機能補完、⑤医療従事者の負担軽減に資する医療機器を、開発の重点分野として定めている。

【医療系ベンチャーの育成支援】

- 医療系ベンチャーを育てる好循環（ベンチャーのエコシステム）の確立に向け、体制の整備や予算等の措置を行い、医療系ベンチャーを支援するための取組を進めている。
- 医療系ベンチャー・アカデミアに対するワンストップ相談窓口「MEDISO」を通じて、法規制対応、知財、事業計画、海外展開等、医療系ベンチャーがシーズの実用化に向けた各段階で抱える課題への相談対応や、事業戦略の策定、ハンズオン支援を実施する人材交流事業、セミナー等にて情報発信を行う等、医療系ベンチャーの更なる振興を図るための総合的な支援に取り組んでいる。

- また、医療系ベンチャーと大手企業や VC 等の支援機関とのビジネスマッチングを促進するためのイベントである「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2022」を令和4年10月に開催したところであり、本年も同時期に開催する予定である。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 今後とも国際競争力のある医薬品・医療機器産業の振興に向けて、施策の着実な推進を図っていくこととしているので、都道府県においても、必要に応じてご協力をお願いする。

また、医療系ベンチャーの振興については、従来より経済産業省や文部科学省などの国の機関のほか、地方公共団体の商工担当部局や地域振興担当部局等において、取組が進められているところである。

都道府県薬務主管課においても、医療系ベンチャーの更なる振興に向けて、関係部局との連携を図りながら、引き続き積極的な対応をお願いする。なお、個別の企業からの相談があった場合には、MEDISO の積極的な活用をお願いしたい。

※MEDISO の連絡先（令和4年度委託事業）

医療系ベンチャー・トータルサポート事業事務局 (<https://mediso.mhlw.go.jp/>)

株式会社三菱総合研究所

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-3-11 日本橋ライフサイエンスビルディング 4階

TEL : 03-3548-0380 FAX : 03-3548-0381

E-mail : mediso@ml.mri.co.jp

3. 医薬品・医療機器産業の振興について

医薬品産業の現状

- 医薬品市場規模：約11.2兆円（2021年）*1、世界市場の約7%（2020年時点）*2
- 産業構造（2020年度）：資本金1億円以上の企業が全体の半数を占めている。
医療用医薬品売上高の集中度は、上位5社で約48%、上位10社で約61%、
上位30社で約83%を占めている。*3
- 企業規模（2020年）：医薬品売上高で日本最大の武田薬品工業は世界10位。*4
- 海外進出：大手企業は海外進出を進めており、海外売上高比率が60%を超える企業も存在。*5
- 研究開発：医薬品の研究開発には9～17年を要し、成功確率は約2.3万分の1。*6

*1 厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」 *2 IQVIA *3 厚生労働省「医薬品産業実態調査報告書」 *4 EvaluatePharma
*5 有価証券報告書 *6 日本製薬工業協会（2019年度）

医療機器産業の現状

- 医療機器市場規模：約4.4兆円（2021年）*1、
- 産業構造（2020年度）：資本金1億円未満の企業が約60%を占めており、
資本金200億円以上の企業は約5%である。*2
- 企業規模（2020）：医療機器売上高で日本最大のオリンパスは世界19位*3
- 輸出（2021年）：1兆30億円のうち、医療用鏡2,106億円(21.0%)、医療用X線装置・装置用X線管1,267億円
(12.6%)、血液検査用器具1,234億円(12.4%)の上位3品目で全体の46.0%を占める。
- 輸入（2021年）：2兆8,151億円のうち、医療用嘴管及び体液誘導管4,051億円(14.4%)、整形用品3,920億
円(13.9%)、内臓機能代用品3,345億円(11.9%)の上位3品目で全体の40.2%を占める。

*1 厚生労働省令和3年薬事工業生産動態統計年報 *2 厚生労働省令和2年度医療機器産業実態調査報告書 *3 MPO Magazine2021

医薬品産業ビジョン2021

～医療と経済の発展を両立させ、安全安心な暮らしを実現する医薬品産業政策へ～ **のポイント**

（医薬品産業政策が目指すビジョン）

- **医薬品は**、国民の**健康寿命の延伸をもたらす**、国民を**健康危機から守る重要な手段**。併せて、**消費活動、労働参加など経済活動も支えている**。医薬品産業は安定した担税力・雇用でも日本経済に貢献。
- **知識・技術集約型産業**である医薬品産業の発展には、科学技術力の向上とイノベーションの実現が不可欠。
- このため、以下の2点の実現を目指し、医薬品産業政策を推進。
 - ① **世界有数の創薬先進国として、革新的創薬により我が国の健康寿命の延伸に寄与するとともに、医学研究や産業技術力の向上を通じ、産業・経済の発展に寄与**
 - ② **医薬品の品質確保・安定供給を通じて、国民が安心して良質な医療を受けられる社会を次世代へ引継**
- これらのビジョンの実現のためには、企業における**投資に見合った適切な対価の回収の見込み**が重要。

（医薬品産業政策の基本的な方向性）

- 前回ビジョンの策定から8年が経過し、ゲノム等の遺伝子技術やデータ利活用による創薬、後発医薬品の浸透、医薬品市場・サプライチェーンのグローバル化、薬価制度抜本改革やワクチン・治療薬への関心の高まりなど、産業を取り巻く環境に変化。
- これらの変化を踏まえ、上記のビジョンの実現を図るため、以下の3点に焦点を当て、**「経済安全保障」の視点を加えた産業政策**を展開。
 - ① **革新的創薬**；アカデミア・ベンチャーのシーズを積極的に導入しアンメット・メディカル・ニーズを充足
 - ② **後発医薬品**；医療上の必要性が向上している実態を踏まえ、品質確保と安定供給を徹底
 - ③ **医薬品流通**；必要な時に必要な医薬品にアクセスできる環境のため、安定供給と健全な市場形成を実現
- このような産業政策を、平時・緊急時ともに迅速かつ着実に推進していくため、**厚生労働省内の医薬品関係の組織体制の強化を図る**。政府全体で総合的な対策を実施していく観点から政府における司令塔機能の確立が必要であるとの指摘もあり、厚生労働省と関係省庁で引き続き議論。
- また、本ビジョンのフォローアップと医薬品産業に対する国民の理解を得ていくため、「世界売上高上位100位以内の医薬品に占める日本起源の医薬品数」などの**KPIを設定・把握するとともに、実務レベルでの官民の対話と情報の発信を継続的に実施**。

	主な課題	方向性
革新的創薬	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の高度化・難化による投資リスクの増大 個別化医療などの進展によるゲノム情報などデータ利活用必要性 日本企業の研究開発力の低下の懸念と、ベンチャー企業やアカデミアなどとの協業（エコシステム）による研究開発の効率性と迅速化の実現 医薬品以外の治療手段や予防・再発防止なども含めた、ヘルスケア分野全般の取組み強化 	<ul style="list-style-type: none"> 投資リスクを低減し、投資環境を向上させるための公的支援、外部資金投入や共同開発の促進、人材育成と雇用、海外展開支援【i①③④⑥⑦、ii①④】 ゲノムなどの医療情報基盤の整備と利活用促進【i⑤】 アカデミア・ベンチャーなどとのグローバルネットワーク構築（投資やアライアンス、M&Aなど）【i②⑦】 アジアの規制調和・治験ネットワークの構築など治験環境の整備【ii②】 薬価制度等における透明性・予見性の確保【ii④】
後発医薬品	<ul style="list-style-type: none"> 大手後発メーカーの製造・品質管理不足と欠品 使用割合8割到達による国内市場の量的拡充の鈍化 医療現場における価格面以外での評価の促進 ブロックバスターの主流を占めるバイオ医薬品を念頭にいた医薬品ライフサイクルの更なる加速 	<ul style="list-style-type: none"> 後発薬の特性を踏まえた安定供給の責任・管理体制の強化【ii⑤、iii③】 後発医薬品を含めた海外展開への支援【v①】 安定供給や品質確保の取組状況の開示など透明性の向上【iii③】 バイオシミラーも含めた後発医薬品の使用促進【vi①】 セルフケア・セルフメディケーションの推進【vi②】
医薬品流通	<ul style="list-style-type: none"> 商慣行による商流機能（市場価格形成）の改善 物流機能での供給停止や回収等の対応業務の増大 	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の価値に基づく納入価の提示と単品単価交渉の促進【iv①】 供給不安情報の早期把握と流通スキームの検討【iv②③】
経済安全保障	<ul style="list-style-type: none"> 原材料物資や製品の特定国依存等によるサプライチェーン上の欠品リスクの増大 医薬品の安定供給の責務に関する法的位置づけ ワクチン・感染症治療薬の開発・生産体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 安定確保医薬品のリスク分析とサプライチェーン強靱化【iii④、iv②③】 安定供給の行政指導の徹底と供給不足に係る情報収集・公表の仕組みの構築、安定供給責務の法的位置づけの検討【ii⑤】 ワクチンや治療薬（AMR含む）の収益性や予見性の確保【i①、ii③④、iii②】

※ 上記のほか、医薬品に関する国民の理解促進と継続的な官民対話を実施するとともに、厚生労働省の組織体制の見直し等を検討する。

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税制）の延長等

（所得税、法人税、法人住民税）（経産省、内閣府、総務省、文科省、農水省、国交省、環境省、防衛省、復興庁と共同要望）

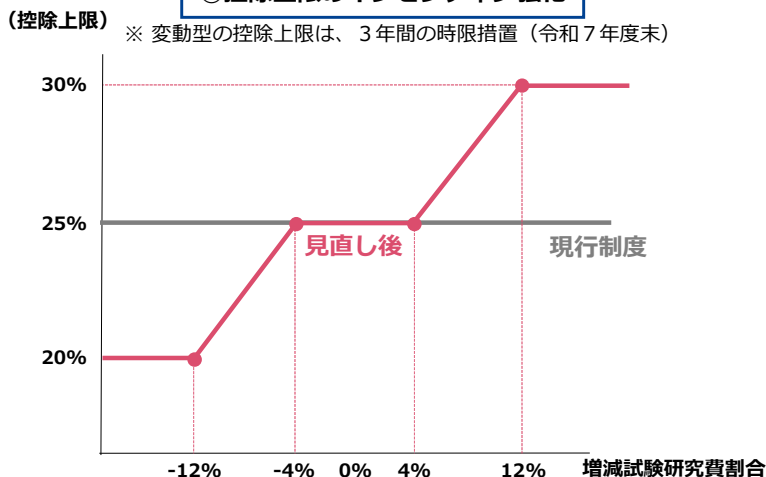
1 大綱の概要

- 研究開発税制（法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度）について、次の見直しを行う。

2 制度の内容

- 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブを強化するため、**試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度を導入**するとともに、**税額控除率のカーブを見直し**（コロナ特例については期限通り廃止）
- **時限措置（控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置）**について、**適用期限を3年間延長**
- **国内の既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを加速させるため**、オープンイノベーション型において、共同研究等の対象となる**研究開発型スタートアップの定義を見直し**

① 控除上限のインセンティブ強化



② 控除率のインセンティブ強化



※ 売上高試験研究費割合が10%超の場合は通常の控除上限（25%）に10%まで上乗せ（**変動型の控除上限との選択制**）（時限措置）

1. 大綱の概要

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。こうした観点から、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。具体的には、いわゆるスイッチOTC成分の中でも効果の薄いものは対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度）については、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充し、その具体的な内容等については専門的な知見も活用し決定する。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

2. 改正内容

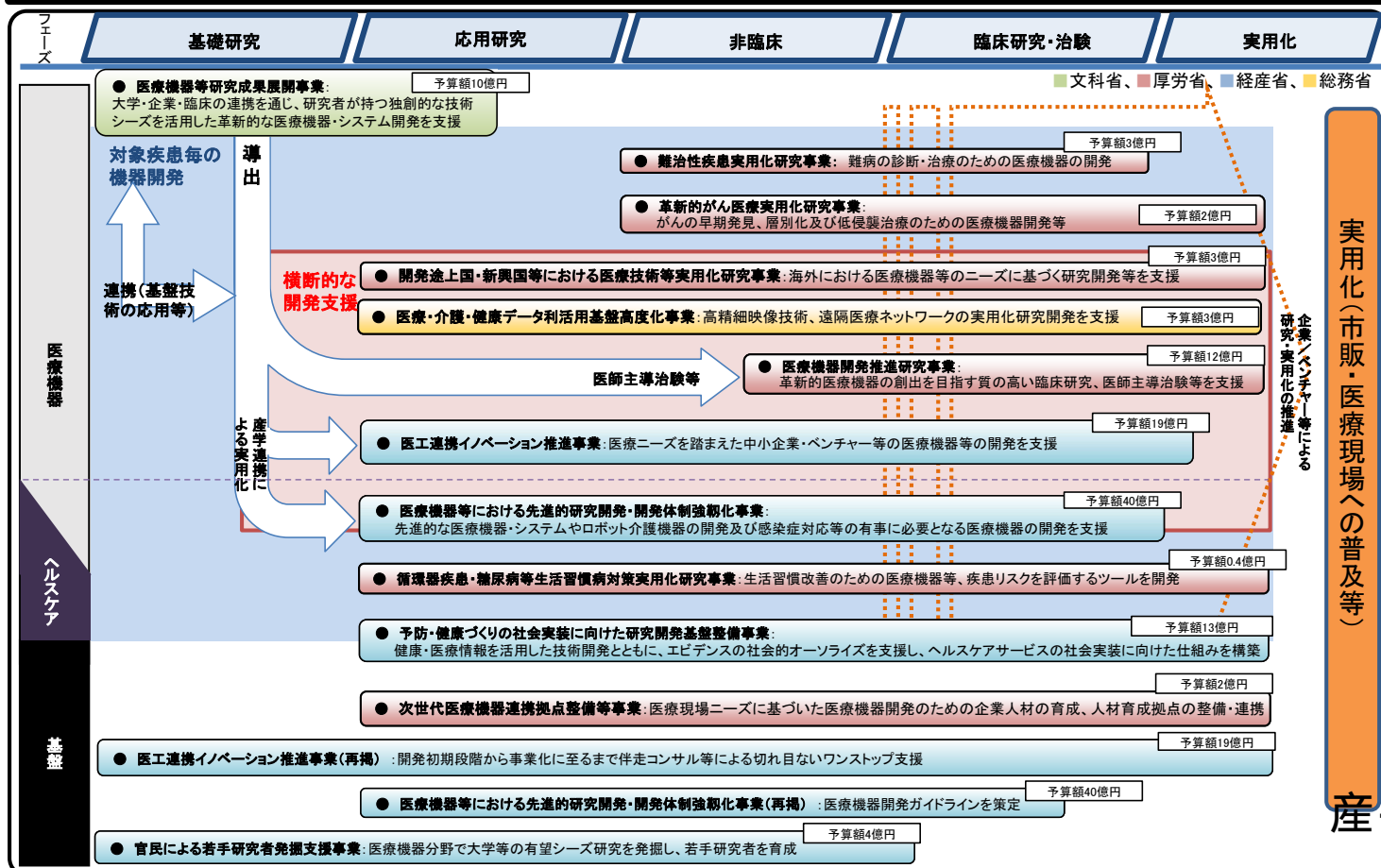
項目	概要
1	5年間の延長 <ul style="list-style-type: none"> 本税制は平成29(2017)年から令和3(2021)年末までの時限措置である。 セルフメディケーションに対するインセンティブ効果の維持・強化が重要であり、また政策効果の検証を引き続き実施することが必要であることから、令和4(2022)年から更に5年間の延長(2022年～2026年)を行う。
2	税制対象医薬品の範囲拡大 <ul style="list-style-type: none"> 本税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を税制対象としているが、税制のインセンティブ効果をより強化するために、以下の見直しを行う。(2022年以後の所得税等に適用) <ol style="list-style-type: none"> 所要の経過措置(5年未満)を講じた上で、対象となるスイッチOTC医薬品から、医療費適正化効果が低いと認められるものを除外 医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効については、対象をスイッチOTC以外にも拡大(3薬効程度) 対象とする医薬品の具体的な範囲については、今後、専門的な知見を活用して決定。
3	手続きの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> 本税制は一定の取組の実施を証明する第三者作成書類(定期健康診断の結果通知表等)の提出を求めている。 煩雑な手続きが本税制の利用を妨げているため、対面申請の場合もe-Taxと同様に第三者作成書類は手元保管とし、確定申告書を提出する際の提示は不要とする。(2022年以後の確定申告から適用) e-Taxの場合も、レシート管理アプリ(スマートレシート等)との連携により医薬品名の入力を省略する等、入力手続きの簡素化を図る方策について、厚労省において引き続き検討。(非税制改正事項)

※延長・拡充による効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時に必要な措置を講じる。

2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト

日本医療研究開発機構対象経費
令和5年度予算額1111億円

AI・IoT技術、計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化や、予防・QOL向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を行う。

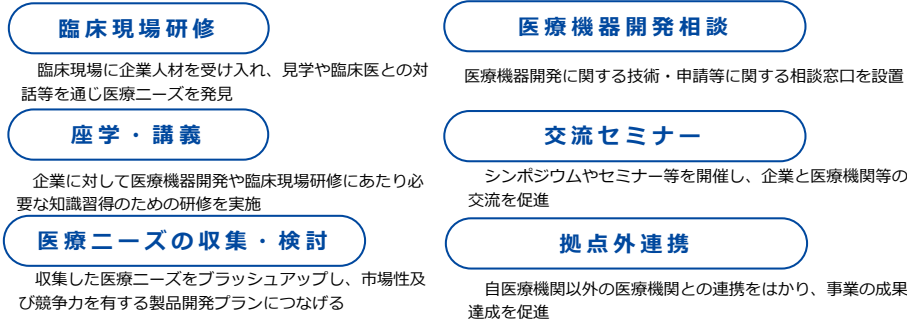


令和5年度予算額（令和4年度予算額）：1.8億円（1.9億円）

1 事業の目的

医療機器開発の加速化・産業化を推進するため、企業人材が医療現場のニーズの理解を深めることができる拠点（拠点数14）を整備し、医療現場のニーズに即しつつ市場性を見据えた医療機器を開発できる資質をもつ企業人材を育成する。

2 事業の概要・スキーム



令和3年度実績（令和2年度）

・臨床現場等見学者	3,364人（1,249人）
・研修等参加企業数	2,078社（2,681社）
・医療ニーズ収集	413件（700件）
・シンポジウム・セミナー	58回（47回）
参加人数	5,878人（6,959人）

課題

- ・拠点ごとの特色を生かした独自性
- ・ニーズに即した医療機器開発に不可欠な医師の育成に関する取組

令和5年度実施方針

- ・拠点ごとの特色を生かした拠点整備の推進
- ・企業の開発人材に加え、今後の医療機器開発を担う医師の育成にも目を向け、拠点の特色を生かした人材の育成を様々な側面から取り組む
- ・拠点間の連携及び情報交換を積極的に行い、各拠点の人材育成強化につなげる

3 実施主体等

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（補助事業）

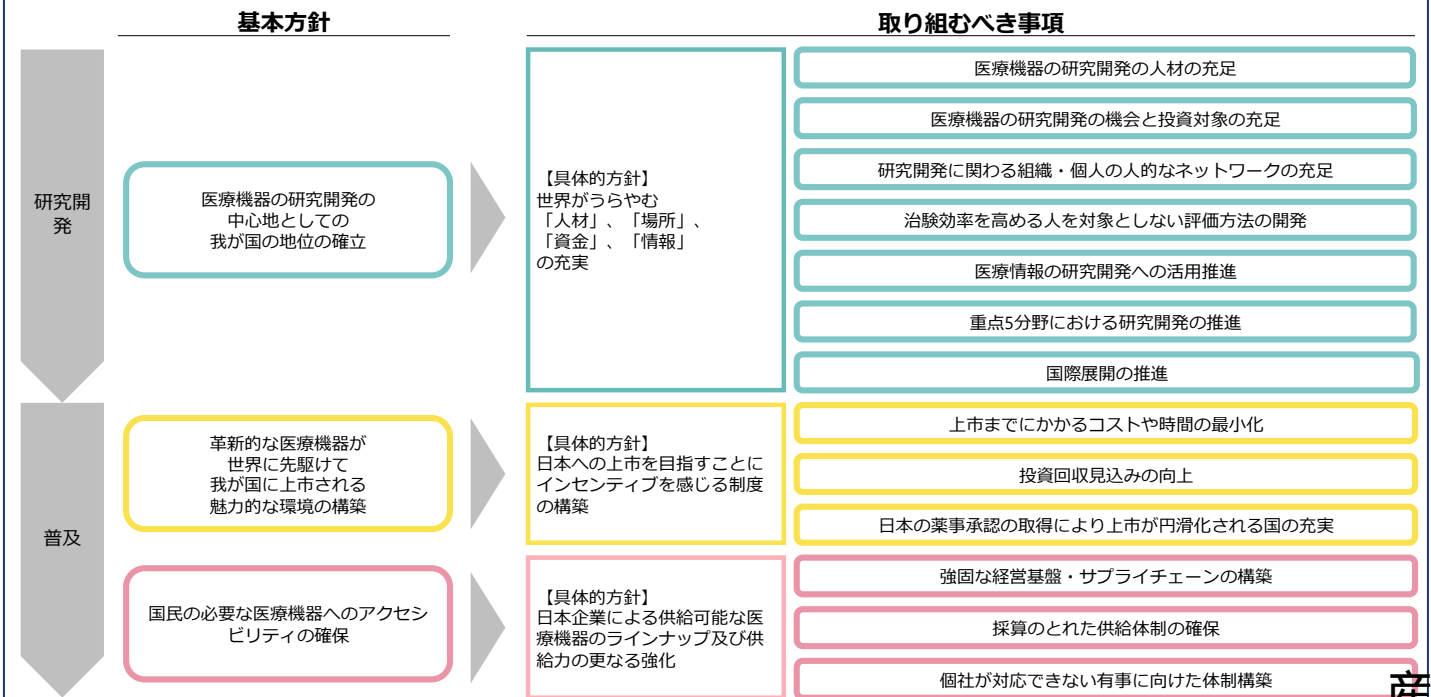


国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画（令和4年5月31日閣議決定）の概要

基本計画の概要

- ✓ 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成26年6月27日公布・施行）に基づく基本計画。第1期基本計画は平成28年5月31日閣議決定。
- ✓ プログラム医療機器の研究開発の促進や医療機器の安定供給といった新たな論点を取り入れ、第1期基本計画を改定。

第2期基本計画（概要）



研究開発を推進する重点5分野

- 第2期医療機器基本計画（「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画」令和4年5月31日閣議決定）においては、下記5分野において研究開発を重点的に進めていく。

重点5分野		概要・医療機器例	
1	日常生活における健康無関心層の疾病予防、重症化予防に資する医療機器	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常生活において、リスク因子を無意識下・非侵襲的に継続モニタリングする医療機器 ✓ 生活習慣病を有する患者に対し、日常生活における自己管理をサポートする医療機器 	 <p>家庭用心電計プログラム BlueStar</p> <p>2型糖尿病患者に対するコーチングアプリ</p>
2	予後改善につながる診断の一層の早期化に資する医療機器	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 診断の精度向上や経時的な検査結果を分析する検査・診断技術 	 <p>内視鏡画像 → AIによる解析 → 解析結果</p> <p>大腸内視鏡画像を解析し、ポリープ等を検出するプログラム</p>
3	臨床的なアウトカムの最大化に資する個別化医療に向けた診断と治療が一体化した医療機器	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 疾患の状態を適切に評価し、治療方針の選択の補助や、検査・診断・治療フローの自動化・自律化を実現する医療機器 	 <p>血糖度をモニタリングし、投薬を行うインスリンポンプ</p>
4	高齢者等の身体機能の補完・向上に関する医療機器	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 加齢や疾病等により、喪失・低下した身体機能を補完・向上する医療機器 	 <p>運動を補助するロボットスーツ</p>
5	医療従事者の業務の効率化・負担軽減に資する医療機器	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療従事者の診療業務の代替や補助により、医療従事者の生産性を向上する医療機器 	 <p>検査者に最適なプローブ位置を示すプログラム</p>

医療系ベンチャー振興のための取組

- 医薬品・医療機器分野のベンチャー（医療系ベンチャー）を育てる好循環（ベンチャーのエコシステム）の確立に向け、「**医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会**」を平成27年12月より開催し、平成28年7月に**報告書**が取りまとめられた。
- 報告書における提言内容を実行するため、体制の整備や予算等の措置を行い、医療系ベンチャーを支援するための各種の取り組みを推進している。

報告書における振興方策のための3つの柱と、具体的な取り組み

エコシステムを醸成する制度づくり	エコシステムを構成する人材育成と交流の場づくり	「オール厚労省」でのベンチャー支援体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ● 革新的医薬品の早期承認制度の導入（平成29年7月） ● 革新的医療機器の早期承認制度の導入（平成29年10月） ● 革新的医療機器・再生医療等製品の承認申請にかかる相談料・審査手数料に係る減免措置を実施（平成29年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年2月に「医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）」を立ち上げ、アカデミアやベンチャー企業が有するシーズを実用化につなげるための相談対応など総合的な支援を実施 ● 大手企業等のキーパーソンとベンチャーのマッチングに資するイベント「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット（JHVS）」の開催（平成29年から5回実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医政局経済課に「ベンチャー等支援戦略室」を設置（平成29年4月） ● PMDAに「イノベーション実用化連携相談」を開設（平成30年4月） ● 臨床研究中核病院にベンチャー支援部門を設置（令和4年4月時点で14病院） ● ベンチャー支援施策の有効性を検証するための会議体である「医療系ベンチャー振興推進会議」を定期的開催等

振興方策を強化するための取組（令和4年度）

1. 医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）の拡充

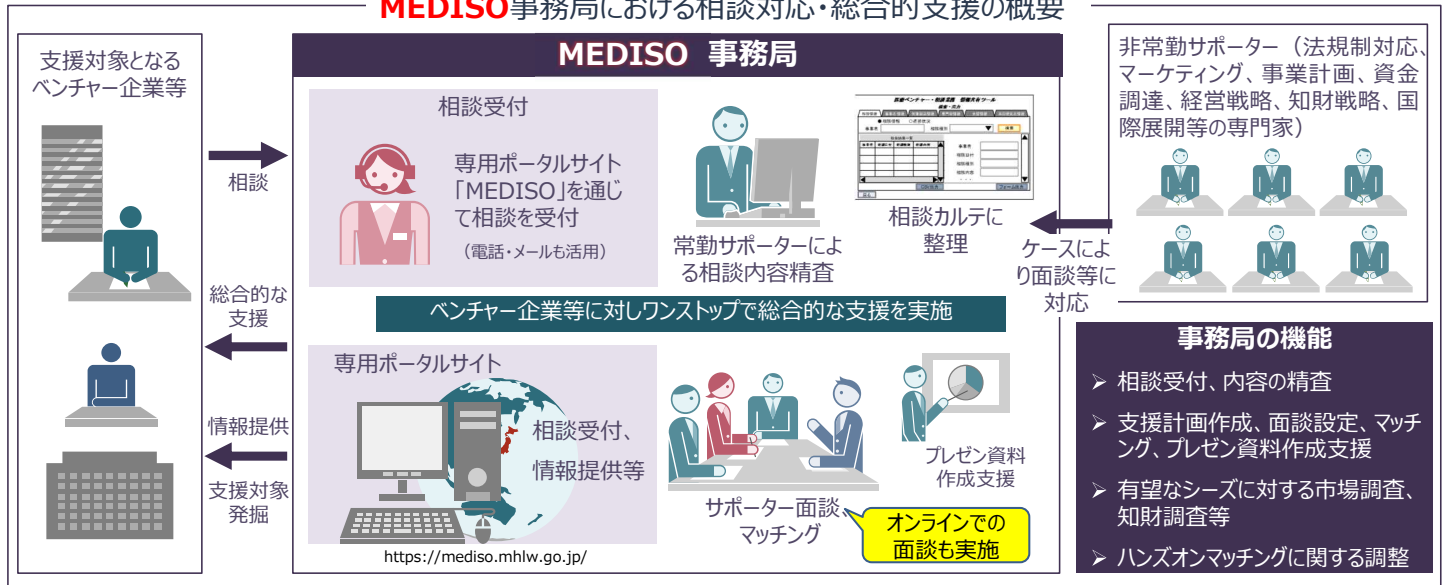
知財管理、薬事申請、経営管理、海外展開等、医療系ベンチャーが各開発段階で抱える課題について相談対応や事業戦略の策定等による支援を行うとともに、医療系ベンチャーへのアカデミアや大手企業からの人材流動を促す事業を実施することにより、医療系ベンチャーのより一層の振興を図る。

2. 「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット（JHVS）」の開催

引き続き、パシフィック横浜における「BioJapan」との共同によるマッチングイベントを開催し、ブースの出展。シンポジウムの開催、ベンチャー産産17
グラムの実施等により、ベンチャーと大手企業や支援機関等とのマッチングの更なる推進を図る。

- ◆ **MEDISO (MEDICAL Innovation Support Office)** とは、医薬品・医療機器等について、アカデミアやベンチャー企業が有するシーズを実用化につなげるために、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に総合的な支援を行うための事業。
- ◆ 医療系ベンチャー企業等にアドバイスを行うメンターとなる人材（以下、サポーターと称する）と各ベンチャー企業のニーズに応じたマッチングの推進には、ベンチャー育成のためのエコシステムの確立に向けて大変重要であり、**MEDISO**では、多様な分野の専門家を「サポーター」として登録している。
- ◆ 相談案件は常勤サポーターが精査し、より専門性が高い相談については非常勤サポーターとの面談設定やマッチングを行い、支援計画作成、VC等へのプレゼン資料作成支援等、多様な相談に対してワンストップで支援を実施。
- ◆ さらに、有望なシーズに対しては、知財調査や市場性調査（フィージビリティスタディ）、豊富な知識を有する専門家が継続的に支援するハンズオンマッチング等により、シーズの実用化を見据えた総合的な支援を実施。

MEDISO事務局における相談対応・総合的支援の概要



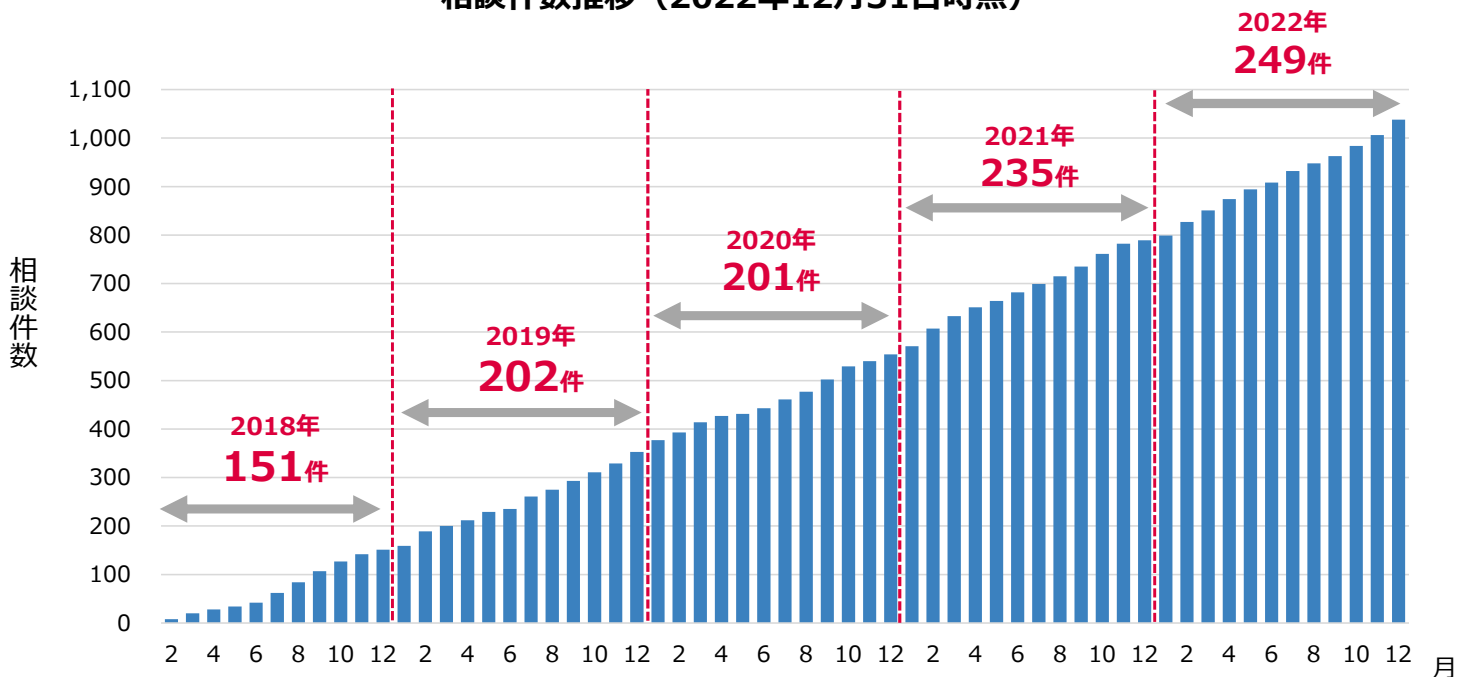
経済産業省「InnoHub」、PMDA、AMED、医療機器開発支援ネットワーク (MEDIC) 等とも連携

相談件数



2018年2月に立ち上げ以降、4年10か月で **1,038** 件の相談に対応

相談件数推移 (2022年12月31日時点)



(集計期間：2018年2月5日～2022年6月30日)

分野別相談件数

- 全案件のうち多い相談は**法規制対応（51%）**、次いで**資金調達（33%）**、**事業計画（32%）**であった。
- 医薬品は他製品と比較して、**資金調達**、**知財戦略**の相談割合が高い。
- 医療機器は他製品と比較して、**法規制対応**、**マーケティング**、**国際展開**、**保険収載**の相談割合が高い。
- 再生医療等製品は他製品と比較して、**法規制対応**の相談割合が高い。

相談内容内訳（実数：複数回答）

相談製品	全案件数	法規制対応	マーケティング	事業計画	資金調達	経営戦略	知財戦略	国際展開	保険収載	その他
医薬品	249	111	53	85	98	62	60	41	38	54
医療機器	494	285	161	170	159	126	106	108	141	118
再生医療等製品	90	50	18	29	31	21	14	13	11	19
その他	205	79	65	44	58	42	31	33	21	57
合計	1038	525	297	328	346	251	211	195	211	248

相談内容内訳（各製品の全案件数に対する割合：複数回答）

相談製品	全案件数	法規制対応	マーケティング	事業計画	資金調達	経営戦略	知財戦略	国際展開	保険収載	その他
医薬品	249	45%	21%	34%	39%	25%	24%	16%	15%	22%
医療機器	494	58%	33%	34%	32%	26%	21%	22%	29%	24%
再生医療等製品	90	56%	20%	32%	34%	23%	16%	14%	12%	21%
その他	205	39%	32%	21%	28%	20%	15%	16%	10%	28%
合計	1038	51%	29%	32%	33%	24%	20%	19%	20%	24%

（集計期間：2018年2月5日～2022年12月31日）

Copyright (C) MEDISO Medical Innovation Support Office

MEDISOで実施している支援プログラム

<h3>相談対応</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療系ベンチャー企業やアカデミアの持つ課題を知見ある専門家により解決 	<h3>MEDISO Open Hours</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 相談業務の簡易版を平日10時～、11時～に開催。事前書類提出なしで気軽に相談 	<h3>シーズ宝箱</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療系ベンチャー企業・アカデミアと、医療系企業やVC等投資家のマッチング機会提供
<h3>人材交流</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療系ベンチャー企業に対し、適切な人材をマッチングさせ、ハンズオン支援 	<h3>ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ ベンチャー企業と、大企業や支援機関のマッチング機会創出のため展示会を開催 	<h3>知財戦略策定支援</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 有望なシーズに対し、実用化を図るための総合的な調査・支援を実施
<h3>ベンチャー・アカデミア向けセミナー</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ ベンチャー企業・アカデミアに対し専門家によるセミナーを提供。 	<h3>起業プログラム開催</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 起業を志す方たちに対する、起業支援プログラム 	<h3>VC向け研修会の開催</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ VCを対象としたセミナーの開催
<h3>ベンチャー支援ガイドブック</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ ベンチャー企業の課題解決の一助となるようガイドブックを作成・提供 	<h3>支援ネットワーク構築・拡充</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ PMDA、AMED、InnoHub、Block Buster TOKYO等の連携拡充 	<h3>各種調査・とりまとめ</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 日本のベンチャー企業やその支援機関に関する各種調査を実施、現状を把握

医療系ベンチャーサミットの開催について

- ◆ ベンチャー振興において、エコシステム（好循環）の形成はもっとも重要な課題。特に医療系ベンチャーにとっては、大手製薬・医療機器企業等の事業・開発のパートナーを獲得することは死活問題であるが、日本では、医療系ベンチャーに関わる人的ネットワークが分散している状況。
- ◆ 平成29年度より「**ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット（JHVS）**」を開催し、ベンチャーと大手企業や支援機関等とのマッチングの推進を図っている。



ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2022

主催 | 厚生労働省
（医政局医療産業振興・医療情報企画課ベンチャー等支援戦略室）
<https://mediso.mhlw.go.jp/jhvs2022>



出展のご案内

2022年10月12日(水)～14日(金) パシフィコ横浜



JHVS 2022	
日時	2022年10月12日（水）～14日（金）
場所	パシフィコ横浜
同時開催展	BioJapan、再生医療JAPAN、healthTECH JAPAN
出展者	123団体（医療系ベンチャー、アカデミア、支援団体等）
来場者	延べ15,813名（BioJapanと合同）
マッチング	1,296件（パートナーリングシステムによる商談件数 *10月17日時点）

ステージ企画

JHVS SHOWCASE

概要

- 会期中のパートナーリング機会創出を目的として、出展者が90秒で事業紹介、自社の強み（有用性）、今後の展開（将来性）をピッチ。

自治体ピッチ

概要

- BioJapan x JHVS連携企画
～医療系ベンチャーに今活用して欲しい自治体施策～
- 盛岡市、横浜市、川崎市、大阪府、神戸市、久留米市が登壇

講演・セッション

概要

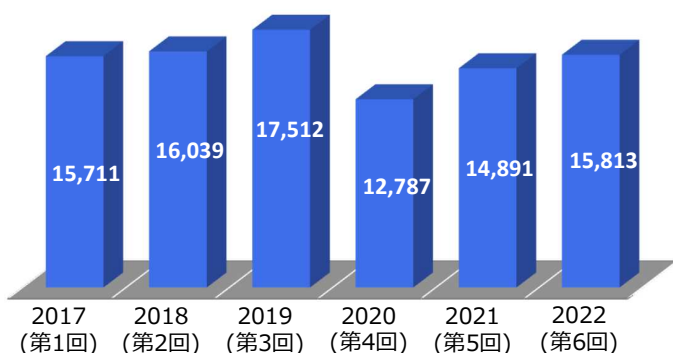
- グローバル動向セミナー
～海外上市における留意点～
- JETRO・MEDISO企画
～公的支援策を活用してグローバルに打って出る～
- JHVS x MEDISO 特別企画
～医療系ベンチャー成功のカギ～

ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット実績（第1回～第6回）

来場者数の推移

※「BioJapan」他同時開催展の来場者数と合わせた数

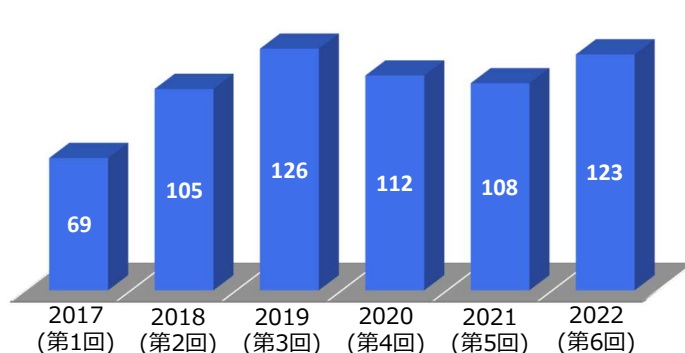
（単位：人）



出展者数の推移

※JHVSでの出展者（共同出展者を含む）

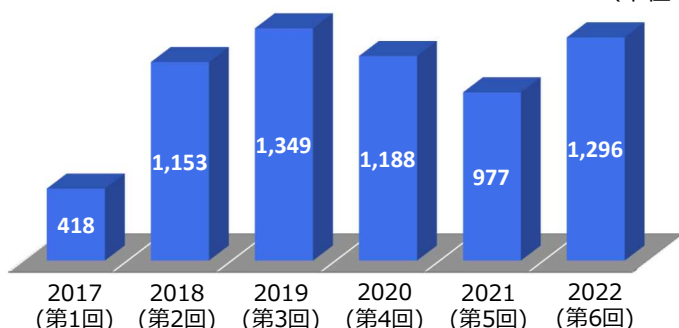
（単位：団体）



出展者によるマッチング成立数の推移

※マッチングシステムにより商談が成立したもの

（単位：件）



◆ 医療系ベンチャー・アカデミアを取り巻く業界動向や各種支援施策の情報提供、ネットワーク構築の場を創ることでエコシステム形成を促進。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

一步踏み出したい医療系
ベンチャー・アカデミアのための
2-dayシンポジウム
～エコシステムの波に乗るために～

2.2_木-3_金

ハイブリッド開催
現地：虎ノ門ヒルズフォーラム

医療系ベンチャー・アカデミア向けのシンポジウムを2023年2月2日（木）・3日（金）に開催いたします。
本シンポジウムは、医療系ベンチャーを取り巻く各種施策や業界動向の紹介、各種業界関係者のパネルディスカッション等を通じて、エコシステム・ネットワークを広げる機会とすること等を目的として実施します。医療系ベンチャーを取り巻く各種施策や業界動向の紹介、また、各種業界関係者のパネルディスカッション、2022年10月に開催したJHVS2022のピッチ優秀者への表彰などを予定しています。医療系ベンチャーやアカデミア、大手企業、支援機関等の皆様のご参加をお待ちしております。

JHVS2022シンポジウム事務局

<Day 1 : トレンドDay>

時間	パート名
12:00	JHVS表彰式 12:30 - 13:00
13:00	開会挨拶・キーノートパネル ～医療デジタルの未来予想～ 13:00 - 14:05
14:00	官公庁事業紹介 ～産官による創薬ベンチャーエコシステム強化～ 14:10 - 15:05
15:00	これからのMEDISO活用方法 ～5周年特別企画～ 15:20 - 16:10
16:00	VCは何を考える？ ～資金調達交渉時のVCの視点～ 16:15 - 17:25
17:00	
18:00	ネットワーキング 17:40 - 18:50

<Day 2 : ラーニングDay>

時間	パート名
12:00	ネットワーキング ～12:30
13:00	海外進出に挑むベンチャーのリアル 12:30 - 14:10
14:00	先人に学ぶ ～医療機器プログラムと法規制～ 14:15 - 15:15
15:00	
16:00	医師起業家に学ぶ ～起業の心得～ 15:30 - 16:35
17:00	JHVS受賞者ピッチ 16:40 - 17:25
	クロージング 17:30 - 17:40
18:00	ネットワーキング 17:50 - 18:20

4. 医療用医薬品・医療機器の流通改善について

現状等

- 医療用医薬品の流通については、自由かつ公正な競争の確保とともに、公的医療保険制度下における取引の透明性・公正性を図る観点から、一次売差マイナスの解消、早期妥結と単品単価取引の推進といった課題の改善に向け、取組を進めている。
- 国が主導して流通改善に取り組むため、平成30年1月に策定した「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（流通改善ガイドライン）の改訂版を令和3年11月30日に発出し、令和4年1月から適用している。改訂版においては、単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進、安定供給に必要なコストを踏まえた価格設定とその根拠と妥当性の説明、安定供給の確保など新たな視点も盛り込んでいる。
- 令和3年11月に、国立病院機構が発注する九州地方の病院における医薬品調達の入札を巡り、卸売業者6社が談合の疑いで公正取引委員会の立ち入り検査を受けた。談合は、公正かつ自由な競争を通じた価格形成を阻害する行為であり、厚生労働省としては、業界に対し、コンプライアンスの徹底と再発防止につき、厳しく指導を行っている。
- 卸売業者と医療機関等との価格交渉において、医療機関等に代わって価格交渉を行い、ベンチマークを用いての値引交渉や課題な値引き交渉を行うケースが散見されるため、価格交渉の代行を行うもの（コンサルタント業者、共同購買組織を含む）に対して、令和5年2月1日付事務連絡で流通改善ガイドラインの周知を行った。
- 医療機器の流通については、「医療機器の流通改善に関する懇談会」で取りまとめた「医療機器のコード化に関するとりまとめ」（平成23年6月）の更なる推進など、流通の効率化に引き続き取り組んでいく。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 現行薬価制度は、薬価調査によって市場実勢価を的確に把握することを前提に成り立っており、医薬品の価値に見合った価格が医薬品ごとに決定されることが重要である。都道府県においては、引き続き、病院所管部局と連携して、所管する病院に流通

改善ガイドラインの趣旨等を徹底いただくとともに、病院から相談があった場合に対応いただくなど、早期妥結、単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進等に向けた取組への働きかけをお願いします。

- また、管区内の市区町村に対しても、運営する病院に早期妥結、単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進等に向けた取組を周知徹底いただくようお願いする。

4. 医療用医薬品・医療機器の流通改善について

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドラインの概要

平成30年1月23日制定、平成30年4月1日適用、令和3年11月30日改訂、令和4年1月1日適用

メーカーと卸売業者との関係において留意する事項

- 割戻し・アローアンスのうち仕切価に反映可能なものは仕切価へ反映した上で、整理・縮小
- 仕切価・割戻し・アローアンスについて、卸売業者との協議及び早期設定
- GS1識別コードの表示及び登録

流通当事者間で共通して留意する事項

- 在庫調整を目的とした返品は特に慎む
- 回収により供給不安が生じる場合の早急な情報提供と経費負担に関する当事者間での十分な協議
- 独占禁止法などの関係法令等の遵守と研修の定期的な受講

卸売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項

- 価格交渉段階からの単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進
- 安定供給に必要なコストを踏まえた適切な価格設定と、その根拠と妥当性を説明した上での価格交渉の実施
- 取引条件や取引品目等の相違を無視した値引き交渉の自重及び不当廉売の禁止
- 医薬品の価値に変動があるような場合を除き、当年度内の受結価格の変更を原則行わないこと

流通の効率化と安全性・安定供給の確保

- 頻回配送・急配にかかる卸売業者の説明と契約
- 保険医療機関等における適正在庫の維持と卸売業者による必要な提案等の実施
- 供給不安が生じた場合における安定供給確保のための取組の実施

厚生労働省による関与

- 交渉が行き詰まり改善の見込みがない場合又はガイドラインの趣旨に沿わない事例は窓口へ相談
- 流改懇や中央社会保険医療協議会への単品単価契約の状況等の報告

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドラインの価格交渉代行を行う者への周知について（令和5年2月1日付事務連絡）

事務連絡
令和5年2月1日

各位

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の周知について

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（平成30年1月23日付け医政発0123第9号、保発0123第3号。以下「流通改善ガイドライン」という。）は、医療用医薬品の流通関係者が抱える諸課題（仕切価交渉のあり方、単品単価契約の推進、医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉及び不当廉売の禁止等）の改善を図るため、平成30年1月に作成しました。その後、入札談合事件、医薬品の安定供給問題及び薬価改定の毎年実施等、医薬品取引の環境変化を踏まえ、令和3年11月に改訂し、令和4年1月から適用しているところです。

流通改善ガイドラインにおいては、取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いての値引き交渉や取引品目等の相違を無視して同一の総値引率を用いた交渉などを慎むこと、医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉を禁止する旨を記載していますが、流通関係者等からは、取引先ごとの取引条件やコストを加味しない独自のベンチマークでの交渉やコンサルタント業者による不当に価格を下げっていく値引き交渉の実態が指摘されています。

医療機関や薬局が、医薬品卸売業者との価格交渉をコンサルタント業者等へ依頼することは、業務の効率化や最適化を目的としたものも含まれることから直ちに問題とは言えませんが、取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いての取引交渉や成果報酬を目的とした過大な値引き交渉は、流通改善ガイドラインに抵触すると考えています。

今後も、更なる流通改善を図っていくためには、医療用医薬品の流通に関わる方々が、その取引等において基本的なルールを遵守していく必要があります。

貴社におかれましても流通改善ガイドラインをご了知いただき、医療用医薬品の流通に関係する諸課題の改善にご協力をお願いします。

注：流通改善ガイドラインは略

5. 後発医薬品の使用促進について

現状等

- 後発医薬品の使用促進については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものであり、極めて重要な施策である。
- 後発医薬品の数量シェア目標については、これまで段階的に高める目標を定めてきており、新たな目標としては、令和3年6月の骨太方針2021において「2023年度末までに、全ての都道府県で80%以上」と定められている。
- 後発医薬品の数量シェアについては、医薬品価格調査（薬価本調査）の速報値では、2022年（令和4年）9月に79.0%となっている。
- 後発医薬品の現下の状況は、昨今の大手・中小の後発医薬品製造販売業者の業務停止処分や供給不安により、医療機関や患者の後発医薬品に対する不安や不信が生じている状況。
- 使用促進に当たっては、まずは後発医薬品への信頼回復・安定供給が重要であることから、
 - ・業界において、不適正事案の検証・分析、各社自己点検等を実施
 - ・厚労省において、共同開発・製造管理体制に関する承認審査時における新たな対応を通知、製造所に対する一斉無通告立入検査の実施、供給状況の確認や増産の要請等を実施しており、現下の供給不安に対しては「同一成分製剤」（代替品）の供給増加が可能な企業へ増産を要請するとともに、安定供給に資する供給方策を検討するなど、信頼回復や安定供給に向けて引き続き官民一体で取組を進めることとしている。
- また、医療機関・薬局や患者の後発医薬品に対する不安や不信が生じている状況を踏まえ、後発医薬品の信頼回復に向け、令和4年度後発医薬品啓発事業において、後発医薬品の製造工程や品質管理について実際の製造・品質管理の現場を用いた啓発動画を今年度末に厚労省HPに掲載するので、使用促進にご活用いただきたい。
- 令和5年度予算案においては、「後発医薬品の使用促進のための協議会」（都道府県協議会）の運営などに関する事業を実施するとともに、特に後発医薬品の使用促進

が進んでいない都道府県を重点地域として指定し、各地域における個別の問題点の調査・分析などを行うための経費を引き続き計上している。

※ 都道府県協議会等の都道府県向け委託費

令和4年度予算 183 百万円 → 令和5年度予算案 183 百万円

- また、後発医薬品使用割合の「見える化」を進めるため、NDB を活用した、都道府県、二次医療圏、年齢、薬効分類、医療機関等の別の後発医薬品使用割合データを集計・作成し、来年度夏頃に都道府県に提供する予定です。
- 今後はバイオシミラーについても使用促進が必要である。このため、有効性・安全性等への理解を得ながら研究開発・普及啓発への取組を進めている。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 後発医薬品の更なる使用促進のためには、地域の実状に応じたきめ細かな取組が重要であり、都道府県においては、引き続き、都道府県協議会を中心に、使用促進に向けた取組を進めていただくようお願いする。
- その際、地域の医師会や薬剤師会等との連携に加え、医療費適正化に関わる関係者との連携も重要となるため、都道府県協議会と保険者協議会を合同で開催するなど関係者の連携をお願いする。
- このほか、後発医薬品の更なる使用促進を図るためには、地域における後発医薬品の使用割合を決定する要因を分析し、その課題を明確化するなど、きめ細やかな対応を行うことが必要であると考えられることから、厚生労働省より提供する後発医薬品使用割合データを使用促進策の検討に利活用し、また、保険者等と連携して、保険者の保有する分析ツールを活用するなど、積極的な取組をお願いする。

5. 後発医薬品の使用促進について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

後発医薬品の使用割合の目標と推移

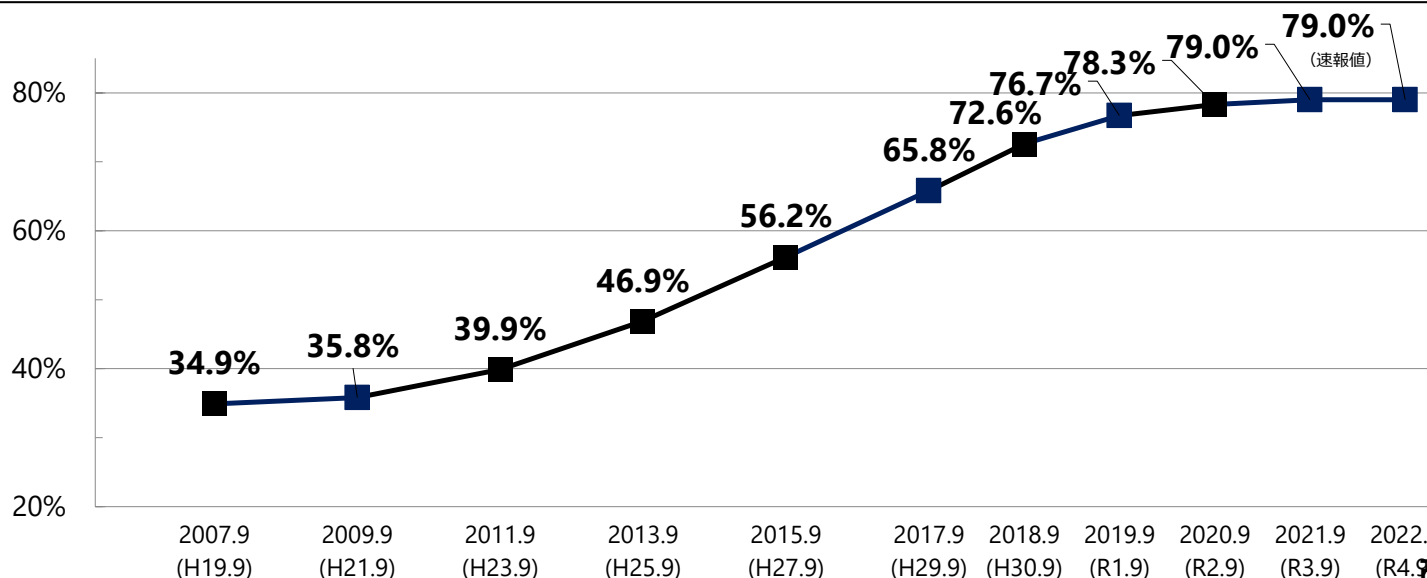
「経済財政運営と改革の基本方針2021」（R3.6.18閣議決定）（抄）

（略）

後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保、新目標（脚注）についての検証、保険者の適正化の取組にも資する医療機関等の別の使用割合を含む実施状況の見える化を早期に実施し、バイオシミラーの医療費適正化効果を踏まえた目標設定の検討、新目標との関係を踏まえた後発医薬品調剤体制加算等の見直しの検討、フォーミュラの活用等、更なる使用促進を図る。

（脚注）

後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標。

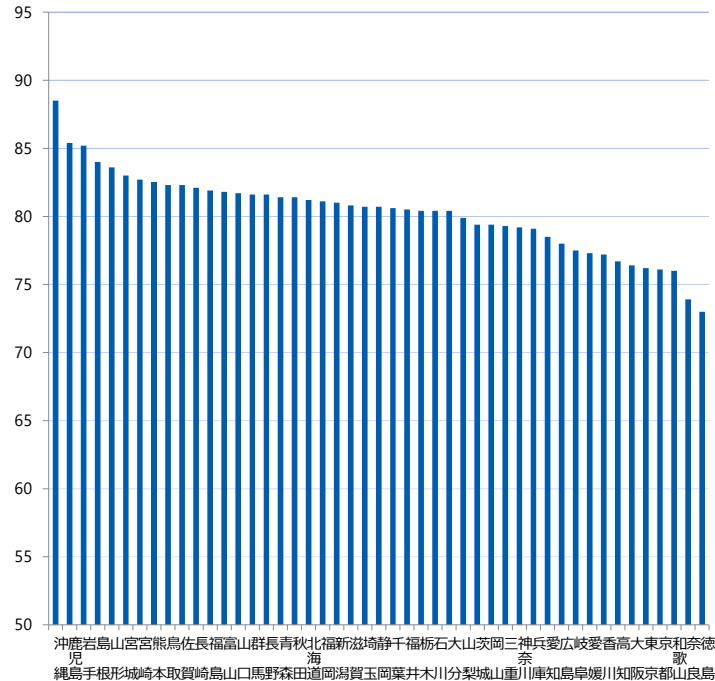


注) 「使用割合」とは、「後発医薬品のある先発医薬品」及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。

厚生労働省調べ

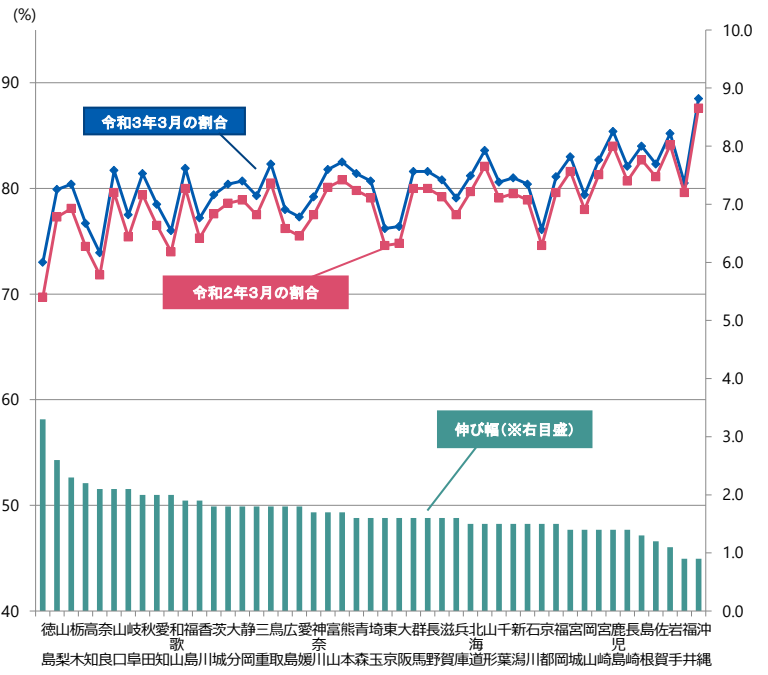
都道府県別の使用割合の現状

NDBデータにおける都道府県別後発医薬品割合
(令和3年3月) (数量ベース)



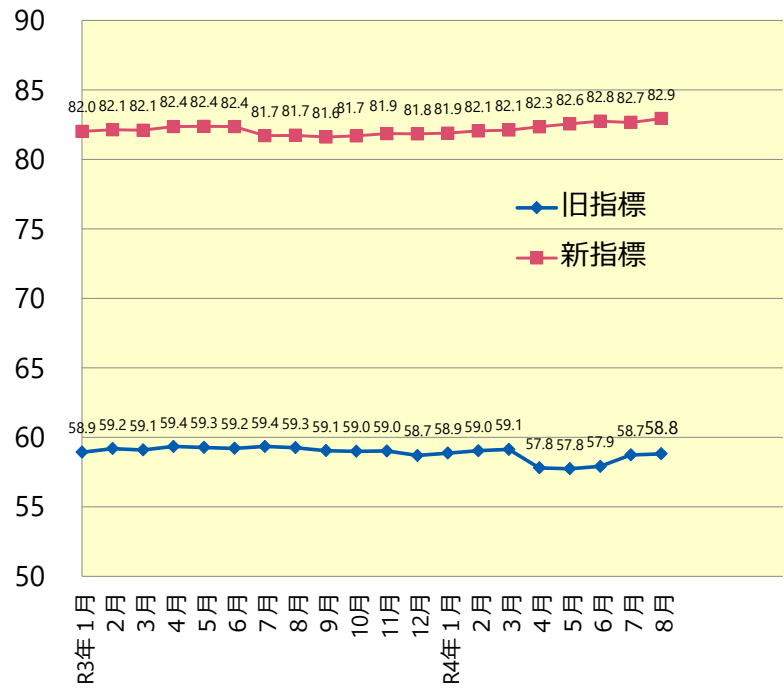
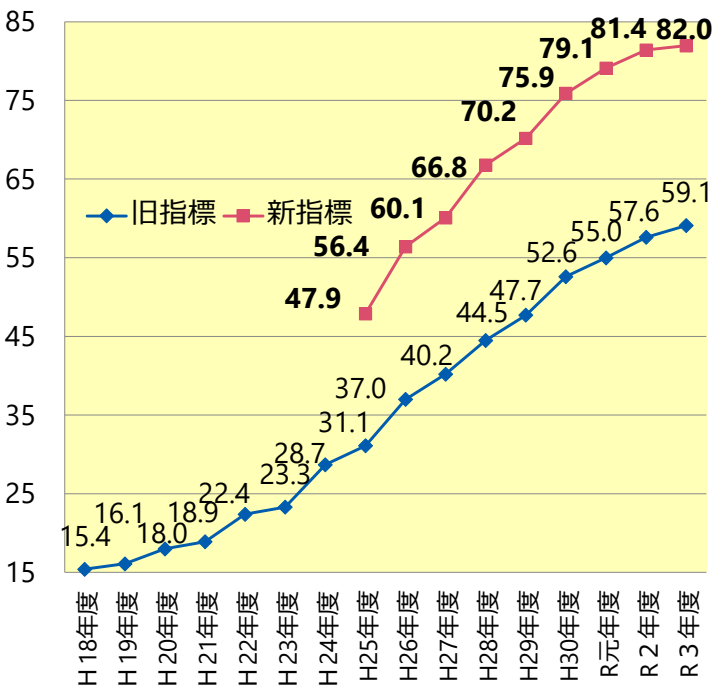
計算方法) 使用割合(数量シェア) = 後発医薬品の数量 ÷ (後発医薬品がある先発医薬品の数量 + 後発医薬品の数量)
対象レセプトの種類) 医科入院、DPC(出来高払い部分は対象、包括払い部分は対象外)、医科入院外、歯科、調剤

NDBデータにおける都道府県別後発医薬品割合の伸び幅
(数量ベース)



計算方法) 使用割合(数量シェア) = 後発医薬品の数量 ÷ (後発医薬品がある先発医薬品の数量 + 後発医薬品の数量)
対象レセプトの種類) 医科入院、DPC(出来高払い部分は対象、包括払い部分は対象外)、医科入院外、歯科、調剤

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における後発医薬品割合(数量ベース)



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。
注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注3) 新指標とは、後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標)。
旧指標とは、全医療用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標)。

「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における都道府県別後発医薬品割合 （数量ベース、%）

	4年8月	順位		4年8月	順位		4年8月	順位
北海道	83.9	22	石川	83.1	31	岡山	84.1	18
青森	82.9	33	福井	84.0	21	広島	81.0	39
岩手	86.9	3	山梨	82.9	33	山口	84.7	15
宮城	85.2	10	長野	85.1	11	徳島	79.0	47
秋田	83.9	22	岐阜	82.2	36	香川	80.5	42
山形	86.3	5	静岡	84.2	16	愛媛	83.8	24
福島	84.1	18	愛知	83.8	24	高知	80.2	45
茨城	82.6	35	三重	83.4	29	福岡	83.7	27
栃木	84.9	12	滋賀	83.1	31	佐賀	84.8	13
群馬	85.4	9	京都	80.4	43	長崎	84.1	18
埼玉	83.8	24	大阪	80.8	41	熊本	85.6	7
千葉	83.4	29	兵庫	81.9	37	大分	83.6	28
東京	79.7	46	奈良	80.4	43	宮崎	86.5	4
神奈川	81.4	38	和歌山	80.9	40	鹿児島	87.7	2
新潟	84.8	13	鳥取	85.6	7	沖縄	89.7	1
富山	84.2	16	島根	86.1	6	全国	82.9	-

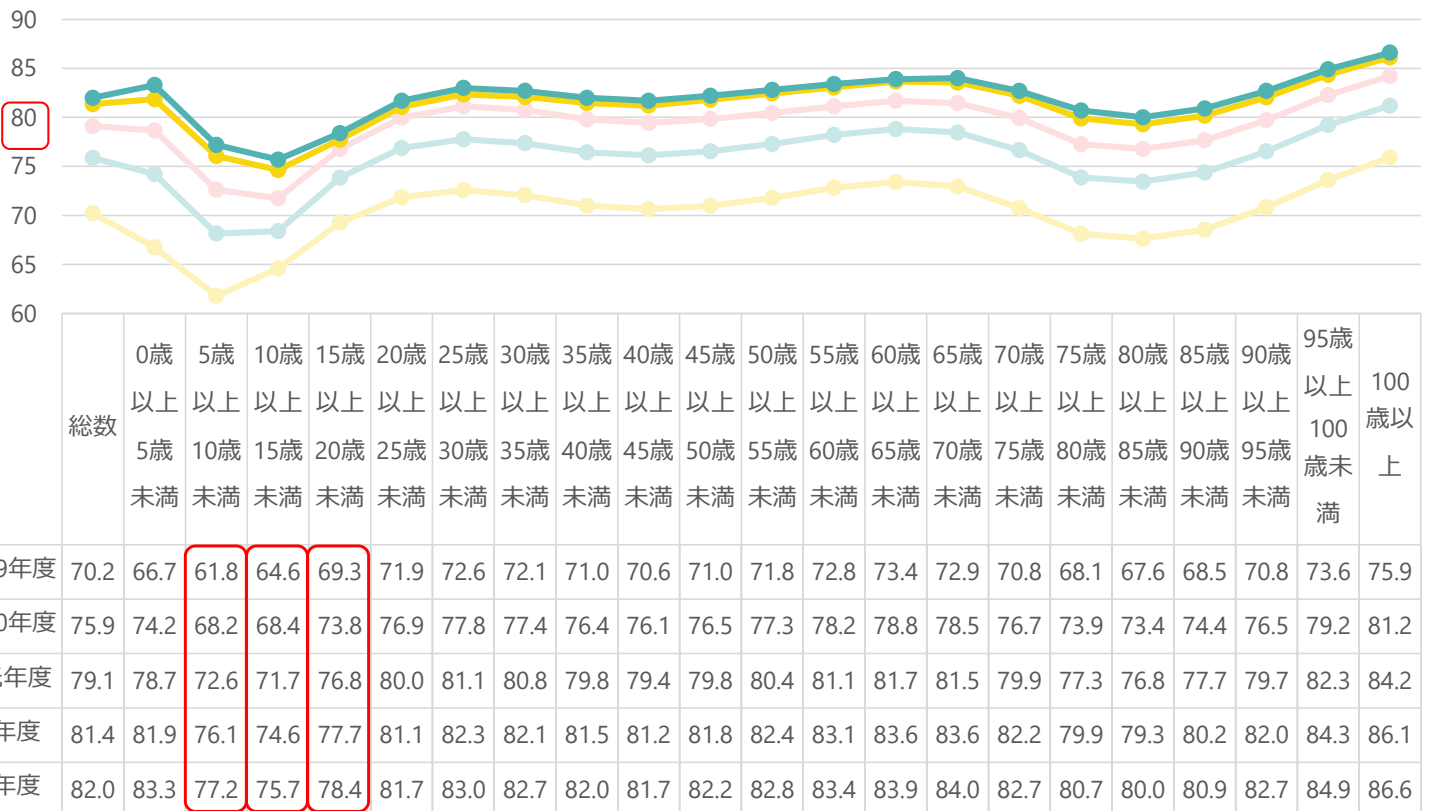
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値である（出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省保険局調査課））。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア（数量ベース）＝〔後発医薬品の数量〕／（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）

年齢階級別後発医薬品使用割合（数量ベース・新指標）



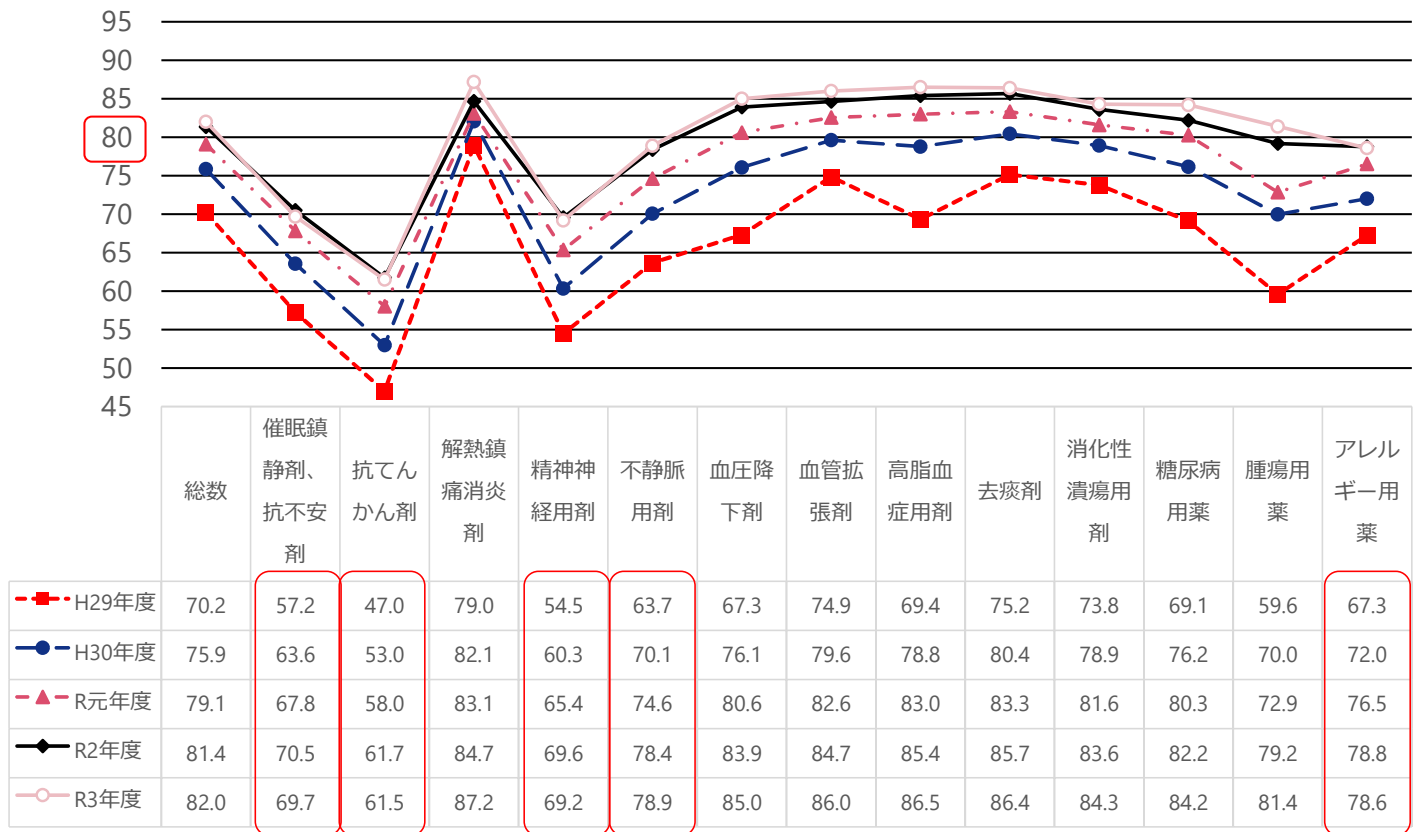
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値である（出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省保険局調査課））。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア（数量ベース）＝〔後発医薬品の数量〕／（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）

薬効分類別後発医薬品使用割合（数量ベース・新指標）



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値である（出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省保険局調査課））。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア（数量ベース）＝〔後発医薬品の数量〕／〔（後発医薬品のある先発医薬品の数量）＋（後発医薬品の数量）〕

後発医薬品の使用促進対策費

令和5年度予算案 212,270千円(212,270千円)

○後発医薬品の使用促進対策費

後発医薬品の使用を促進するため、都道府県協議会において後発医薬品使用促進に係る具体的な事業を検討・実施するとともに、パンフレットの作成等による普及啓発活動や「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」のモニタリング等を引き続き実施する。また、新たな目標「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」を達成するため、さらなる後発医薬品の使用促進策の強化として、これまで実施してきた取組に加え、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県を重点地域として指定し、各地域における問題点を抽出、それらの解決方策を検討・実施などにより使用促進を図る。

※ **うち、都道府県協議会等の都道府県向け委託費 183,196千円（183,196千円）**

○協議会運営経費

・都道府県協議会の設置・運営に関する経費

○普及啓発等事業実施経費

・後発医薬品の工場視察、地域の実状に応じた普及啓発に関する経費

○採用基準・汎用後発医薬品リスト普及経費

・中核的な役割を果たす医療機関で採用されている後発医薬品をまとめたリストの作成に関する経費

○地区協議会事業経費

・地区協議会の設置・運営、普及啓発に関する経費

○重点地域使用促進強化事業経費

・重点地域における問題点の調査・分析、モデル事業の実施に関する経費

後発医薬品啓発事業

【事業概要】

後発医薬品を使用することは、自己負担の軽減や、医療費の抑制につながるという、後発医薬品の使用促進の意義の周知を目的として、啓発資材の作成や広告などを広告会社等に委託し、効果的な情報提供を行う。

【令和3年度事業】

既存の啓発動画を動画サイト（YouTube、Facebook）へ1ヶ月間掲載し、後発医薬品の品質、有効性、安全性について情報の周知等を行った。

- i) YouTube True Viewインストリーム広告：約160万PV※
- ii) Facebook Link Video Ad：約360万imp※ ※動画3本の合計

【令和4年度事業】

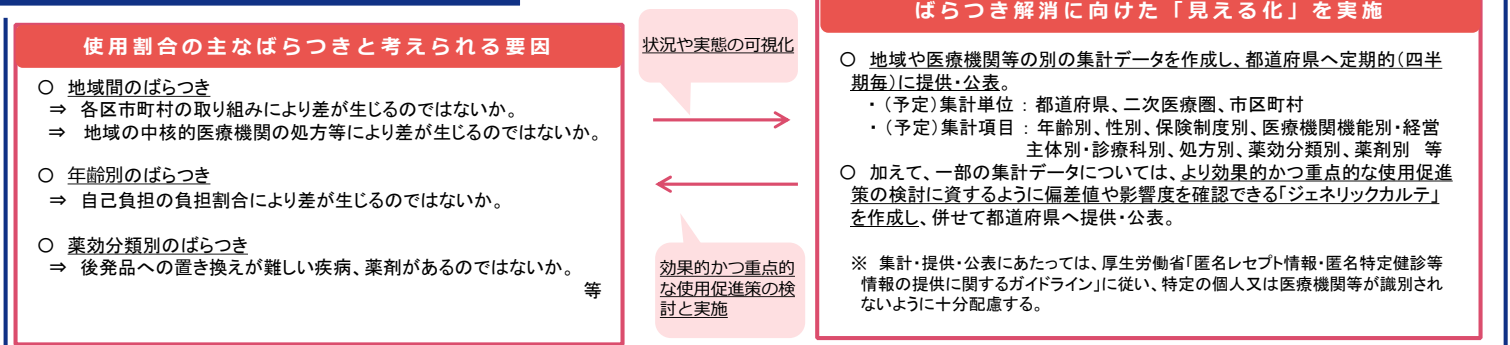
医療機関・薬局や患者の後発医薬品に対する不安や不信が生じている状況を踏まえ、後発医薬品の信頼回復に向け、**後発医薬品の製造工程や品質管理について実際の製造・品質管理の現場を用いた啓発動画を作成し、厚生労働省ホームページに掲載することにより、国民の後発医薬品の理解が深まるよう広く啓発する。**

後発医薬品使用割合の「見える化」

1 「見える化」の目的

- 後発医薬品使用促進に係る数量シェア目標については、骨太方針2021において「2023年度末までに、全ての都道府県で80%以上」と定められた。
 - この目標の達成に向けて、**都道府県が後発医薬品使用促進協議会や保険者協議会等の場において、使用割合に関するNDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)データを使用促進策の検討に活用し、効果的な使用促進策を実施することにより後発医薬品使用全体の底上げを図ることを目的とする。**
- ※ 新経済・財政再生計画 改革工程表 2021においても「後発医薬品使用割合の見える化・公表を医療機関等の別に着目して拡大することを検討し、実施。」することとしている。

2 「見える化」の概要・スキーム等



【「ジェネリックカルテ」のイメージ】

都道府県名	ジェネリック医薬品使用割合(全体)	【医療機関の視点】																		【患者の視点】							
		院内処方									院外処方									加入者ジェネリック拒否割合							
		院内処方ジェネリック医薬品使用割合																									
		偏差値			指標数値			影響度			入院			外来			院外処方率				一般名処方率						
入院	外来	診療所	入院	外来	診療所	入院	外来	診療所	入院	外来	診療所	入院	外来	診療所	入院	外来	診療所	入院	外来	診療所							
A県	51	64.5	50	55.0	-0.5	56	73.1	+0.0	59	58.7	+0.2	31	43.7	-0.9	61	16.8	51	66.7	-0.1	59	69.4	+1.2	28	65.1	-1.2	51	41.6
B県	50	64.3	51	55.1	-0.2	65	76.2	+0.1	53	53.5	+0.1	49	50.1	-0.5	65	13.7	47	65.9	-0.9	56	68.2	+0.6	44	65.0	-1.5	29	33.1
C県	46	62.6	55	58.8	+0.7	42	68.0	-0.1	48	49.3	-0.1	59	60.8	+0.8	48	26.4	43	64.0	-2.1	42	62.5	-0.9	44	64.8	-1.2	47	39.5

バイオ医薬品開発等促進事業

令和5年度当初予算案 31百万円 (44百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 革新的新薬を創出する製薬企業が成長できるイノベーション環境を整備するため、国内バイオ医薬品産業の強化を進めることが求められている。「医薬品産業ビジョン2021」では、バイオシミラーの国内普及を進めるに当たっては、国内においてバイオシミラーを含むバイオ医薬品の製造技術や開発処方を行う人材の育成が重要であること、医師や患者からのバイオシミラーへの信頼向上に向けた周知・広報が必要であるとされている。
- 現在実施中の「バイオ医薬品開発促進事業」において、研修プログラムを実施するなど人材育成を行う。また、バイオシミラーの利用を促進するための具体的な方策について、有識者による協議の場を開催し検討する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①技術研修事業

製薬企業やバイオベンチャーの社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する実践的な研修プログラムを実施し、我が国のバイオ医薬品産業に関する技術力の底上げを行う。

②普及啓発事業

バイオシミラーの科学的評価、品質等について、医療従事者に対して、正しい理解を広めるため、専門家や医療関係者等による講習会を開催。また、患者・国民に対し普及啓発を図る。

③BS利用促進のための有識者会議

「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」において、「バイオシミラーについて、医療費適正化効果を踏まえた目標値を今年度中に設定し、着実に推進する。」とされており、課題抽出等を行う。



3 事業実績

- ①技術研修事業の受講者数 ○座学 = 42名 ○実習 = 13名
- ②普及啓発事業の受講者数 ○医師向け = 36名 ○患者向け = 46名

※令和3年度実績 普及啓発事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、縮小して実施